

広報はむら

平成 26 (2014) 年

11 月 1 日号



📖 主な記事

- 1 スタートします!! 子ども・子育て支援新制度
- 2 「はむりんのうた」「はむりんダンス」
- 3 ひとりで悩まないで…まずは相談を!!
- 5 イベント情報
青少年健全育成の集い・子どもフェスティバル／秋の市内
いっせー美化運動・花いっぱい運動／第43回青空市 など
- 14 市政の情報
第29回青少年健全育成ポスターコンクール審査結果／子
ども・子育て会議 保育園等利用者負担額等の答申 など
- 14 11月のテレビはむら
- 16 情報アラカルト
- 23 こどものページ
- 24 11月の相談日



表紙の写真 (平成25年10月22日撮影)

懸命に咲くカワラノギク

カワラノギクは、かつて多摩川を代表する植物でしたが、現在は絶滅危惧種に指定されています。市内でもボランティア団体などが保護育成に取り組んでいます。

この貴重で可憐な花は10月から11月に咲き、市内では多摩川の河川敷で見ることができます。

羽村市公式キャラクター



はむりんのうたとダンス
ができたよ! 詳しくは2
ページを見てね。ぜひ覚
えて一緒に歌って踊っ
てください。

はむりん

一人ひとりの子どもが
健やかに成長することのできる社会を目指して



スタートします!! 子ども・子育て支援新制度



平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から始まります。
この新制度の開始に伴う主な変更点をお知らせします。
詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 子ども・子育て支援課 子ども・子育て支援事業計画担当 ⑨ 238

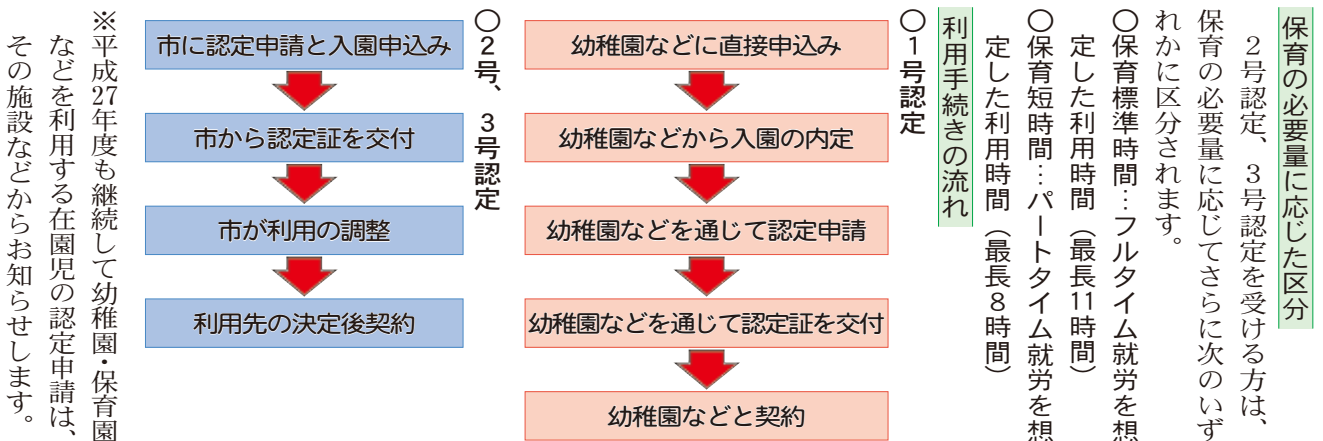
利用手続きが変わります

新制度では、幼稚園や保育園などを利用する子どもは、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

▼認定区分

認定区分	対 象	利用できる施設
1 号認定 (教育標準時間認定)	満 3 歳以上の就学前の子ども (2 号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2 号認定(保育認定)	満 3 歳以上の就学前の子ども で保護者の就労などにより 保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3 号認定(保育認定)	満 3 歳未満で保護者の就労など により保育を必要とする 子ども	保育園、認定こども園、地域型保育

※幼稚園は、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があり、各園の判断によりどちらかを選択することとなります。現行制度のまま継続する園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。
※認可外の保育園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。
※2号認定に該当する方でも、保護者の希望により幼稚園を利用することは可能です。(利用手続きの流れは1号認定と同様です。)



▼利用できる施設など

施設・事業	内 容	利用時間	利用できる保護者	入園・認定申請先
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後などに預かり保育を実施	制限なし	各園
保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	夕方までの保育(原則11時間以内)のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者	羽村市保育課
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設	幼稚園機能の利用の場合⇒幼稚園と同様 保育園機能の利用の場合⇒保育園と同様		
地域型保育	少人数の単位で0～2歳児を預かる事業（小規模保育、保育ママ、事業所内保育、居宅訪問型保育）	利用時間はそれぞれの事業により異なります	保育園と同様	

※地域型保育は、現在、羽村市では保育ママのみ実施しています。